

保護者の皆様へ

令和2年度岐阜県公立高等学校等奨学給付金について(家計急変)

本制度は、高校生等がいる低所得世帯（県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当と認められる世帯）を対象に授業料以外の教育費負担を軽減するため、世帯構成等に応じて、奨学のための給付金を支給する制度です。この給付金は返済不要です。

1 対象者

新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨災害などに係る影響を踏まえ、家計急変による経済的な理由から保護者等全員の県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当すると認められる者

※「生活保護受給世帯」または「県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯」の方向けのご案内は、別で9月上旬ごろにさせていただきます。
 今回のお知らせは、家計急変のあった方のみ対象となります。

2 提出期限

**7月1日において対象となり申請をされる方は8月31日（月）まで
 7月以降に家計急変により申請をされる方は随時受付をします**

※家庭の事情により、早期支給をご希望される場合はご相談ください。

3 提出書類 ※申請を希望される方は、裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。申請書等をお渡しいたします。

① 申請書

② 保護者等の家計急変の事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届出等

③ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類

課税証明書の写し等（家計急変前）、会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等（家計急変後）

<世帯構成ごとの年収見込額>

世帯構成	寡婦（夫）	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
年収見込額	2,042,857円未満	1,714,286円未満	2,214,286円未満	2,714,286円未満	3,214,286円未満

※保護者等全員の年収見込額が、世帯構成（注）に応じた年収見込額未満の場合対象となります。

※保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。

（注）世帯構成とは、本人と控除対象配偶者、扶養親族の合計人数となります。

④ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類

扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

⑤ オンライン学習の通信費に係る誓約書

※家庭においてオンライン学習等のため通信費の契約をしている場合

⑥ 同意書兼委任状

⑦ その他 家庭状況に応じて必要な書類

- (1) 15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合
 ・健康保険証写し（国民健康保険の場合は扶養申立書）
 ※兄弟姉妹が複数人いる場合は1名分のみ

- (2) 学校諸費引落口座以外への給付金振込を希望する場合
 ・口座振替依頼書

4 給付金の支給

審査完了後、随時申請者（保護者等）名義の預金口座に振り込みます。

なお、未納となっている授業料以外の教育費「学校諸費」がある場合は、学校長が受領して充当することがあります。

給付額について(年額)

	全日制・定時制	通信制	専攻科
非課税相当世帯(第1子)	84,000円	36,500円	36,500円
非課税相当世帯(第2子以降)	129,700円		

非課税相当世帯で家庭においてオンライン学習等のため通信費の契約をしている場合10,000円(年額)を加算し給付します。

7月以降に家計急変により申請があった場合は、原則、事由が発生した日の属する月の翌月以降の月数に応じて算定した額を給付します。

高等学校就学支援金制度等との違い

就学支援金……………授業料を支払う代わりに学校に納められる補助金。返済は不要。

岐阜県の奨学金…授業料以外の教育費のために高校生に貸与する。返済が必要。

奨学給付金……………授業料以外の教育費のために保護者に給付する。返済は不要。

申請書類提出先・お問い合わせ先

〒504-8545

岐阜県各務原市那加東亜町24-1

TEL:058-371-0123

奨学給付金担当者:事務室 小西